

衆議院地方創生に関する特別委員会ニュース

【第200回国会】令和元年11月19日（火）、第4回の委員会が開かれました。

- 1 ①地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出、第198回国会閣法第48号）
②構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）
 - ・北村国務大臣、石原環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・両案に対し、清水忠史君（共産）が討論を行いました。
 - ・①について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成一自民、立国社、公明、維新 反対一共産）
 - ・②について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成一自民、立国社、公明、維新 反対一共産）
 - ・両案に対し今枝宗一郎君外3名（自民、立国社、公明、維新）から提出された附帯決議案について、亀井亜紀子君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。（賛成一自民、立国社、公明、維新 反対一共産）
（質疑者）高村正大君（自民）、松平浩一君（立国社）、長谷川嘉一君（立国社）、亀井亜紀子君（立国社）、白石洋一君（立国社）、清水忠史君（共産）、藤田文武君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

高村正大君（自民）

- (1) 地域再生法改正案
 - ア 地域住宅団地再生事業
 - a 制度創設に至った問題意識及び住宅団地再生の望ましい在り方
 - b コンパクトシティ政策との関係
 - イ 老朽化した国や地方公共団体の庁舎の建て替えに際し、合築等を進めていく意思の有無
 - ウ 住宅団地の再生により地方創生を図ってきた事例及び今後の横展開の方法
- (2) 構造改革特別区域法改正案
 - ア 清酒に係る酒税法の特例措置
 - a 特例措置を活用した地域活性化の進め方並びに特例措置の目的及び効果の期待
 - b 特例措置の具体的内容
 - c 製造体験施設と既存の製造場との距離要件
 - イ 市街化調整区域における土地区画整理事業の特例措置
 - a 特例措置の目的
 - b 特例措置の具体的内容
- (3) 地方創生に向けた大臣の意気込み
- (4) 地域金融機関
 - ア 金融庁が期待するビジネスモデル
 - イ 民間の新たなチャレンジを後押しすべきとの意見に対する金融庁の所見
- (5) 畜産物の違法な持込み及び不正薬物の密輸入への取組状況並びに必要な税関職員の確保状況

松平浩一君（立国社）

- (1) アベノミクスの効果が地方に届いていないとの声に対する大臣の見解
- (2) 地方創生の取組において地方の主体性を高める必要性
- (3) 地域再生制度の新たな支援措置に係る提案がないことについての見解及び対応策

- (4) 民間事業者単独による構造改革特区計画の認定申請を認めていない理由
- (5) これまでの人口減少・少子化対策に対する大臣の評価
- (6) 地域ごとに出生率が異なる要因の分析結果を少子化対策に活かしていく必要性
- (7) 我が国を移民の増加で人口減少を緩和する国とする国連の考えに対する大臣の見解

長谷川嘉一君（立国社）

- (1) 地方創生の取組
 - ア これまでの実績と課題
 - イ 景気が改善しているとの大臣の認識の有無
 - ウ 地方の過疎化と東京一極集中が進む懸念に対する大臣の所見
- (2) 構造改革特別区域法改正案の清酒に係る酒税法の特例措置
 - ア 清酒については、最低数量製造基準の廃止・緩和としなかった理由
 - イ 他の酒類についても同様の特例措置を検討する必要性
 - ウ 他の酒類の最低数量製造基準を引き下げる必要性
 - エ 酒造メーカーが海外展開していることに対する大臣の見解
- (3) 地域再生法改正案における農地付き空き家対策
 - ア 現在の取組の成果が地域により差がある状況についての認識
 - イ 今後の農地付き空き家対策に係る決意
- (4) 外国人材の受入れの取組に対する地方創生推進交付金による支援の具体的内容

亀井亜紀子君（立国社）

- (1) 構造改革特別区域法改正案
 - ア 酒類に係る規制の特例を酒税法の改正による全国展開につなげていない理由
 - イ 市街化調整区域における土地区画整理事業の特例措置の創設と横浜市が招致を推進している国際園芸博覧会との関係
- (2) 国家戦略特別区域制度と地方創生との関係
- (3) 水産業復興特区（水産特区）の指定に際して適用された特区制度の類型
- (4) 特区数が多い酒類に係る規制の特例措置が全国展開されない一方で水産特区の検証がなされないまま漁業法の改正が行われたことについての大臣の見解
- (5) 国家戦略特別区域制度が必要であるとする理由
- (6) 地域再生法改正案において地方公共団体に対するコンサルティング業務の実施が想定されている株式会社民間資金等活用事業推進機構の役職員に占める国家公務員出身者の数

白石洋一君（立国社）

- (1) 地域再生法改正案の既存住宅活用農村地域等移住促進事業
 - ア 農村地域等への移住者が農地取得に係る下限面積要件の特例措置の適用を受けるために空き家に住むことを義務化しなくてもよいとの指摘に対する大臣の見解
 - イ 空き家取得後に大規模リフォームを行うことの可否
 - ウ 就農を希望する農村居住者に対する農地取得に係る下限面積要件の特例措置適用の可否
- (2) 合併浄化槽
 - ア 高齢の浄化槽管理者の定期的清掃、保守点検及び検査機関が行う定期点検に係る負担を軽減する必要性
 - イ 広島市が行っている公共浄化槽制度を全国的に普及させる必要性

- ウ 高齢の浄化槽管理者の負担軽減について国が政治問題として取り組む必要性
- (3) 農用地等の確保等に関する基本方針における確保すべき農用地等の面積の目標を見直す必要性

清水忠史君（共産）

- (1) 構造改革特別区域法改正案の市街化調整区域における土地区画整理事業の特例措置
 - ア 現行法において市街化調整区域における市町村施行の土地区画整理事業が行えない理由
 - イ 市街化調整区域の定義
 - ウ 特例措置の目的
 - エ 認定要件充足の具体的判断基準
 - オ 事業に対する地域住民の意見が反映される可能性
- (2) 地域再生法改正案における地域再生協議会の活用
 - ア 地域住宅団地再生事業における地域再生協議会への住民参加についての法制度上の取扱い
 - イ 地域再生協議会に地域住民等が参加している事例数
 - ウ 民間資金等活用公共施設等整備事業における地域住民の意見を反映する機会の有無
 - エ 地域再生協議会に住民参加を義務付けるべきとの考えに対する大臣の見解

藤田文武君（維新）

- (1) 地域再生法改正案の既存住宅活用農村地域等移住促進事業
 - ア 現行制度で農地取得に係る下限面積要件が規定されている理由
 - イ 移住者の定義
 - ウ 農村地域等移住促進区域内の居住者に対する農地取得に係る下限面積要件の特例措置適用の可否
 - エ 取得した住宅の事業利用の可否
 - オ 移住者が農地のみを取得する場合等の特例措置適用の可否
 - カ 法人による農地取得も対象にすべきとの考えに対する見解
 - キ 税制上の優遇措置の有無
- (2) スーパーシティ構想実現に向けた大臣の覚悟